

## 症例追加に関する覚書

### (製造販売後試験)

学校法人近畿大学（以下『甲』という）と（以下『乙』という）  
との間で契約締結した試験薬の製造販売後臨床試験  
（近畿大学病院を実施機関とする平成 年 月 日付製造販売後臨床試験実施契約  
書による）について、以下のとおり覚書を締結する。

1. 本試験の症例追加（\_\_\_\_症例から\_\_\_\_症例に変更）に伴う前払い費用の差額分について、乙は甲に別紙算定様式1'に基づき、\_\_\_\_\_円を支払うものとする。なお、前払いの経費については、実際の経費がこれを下回る場合を含め、原則として払い戻しはしない。
2. 本覚書について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上これを解決するものとする。

上記の通り合意したので本覚書2通を作成し、甲乙各自その1通を保有する

令和 年 月 日

甲 大阪府大阪狭山市大野東377番地の2  
近畿大学病院

病院長 東田 有智 印

乙

印